災害応急対策活動等に関する基本協定　募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により基本協定参加資格確認申請書の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

公募日　平成２３年　２月１６日

担当官等

担当官

中国地方整備局　岡山国道事務所長　　垣下　禎裕

岡山県岡山市北区富町２丁目１９－１２

１．協定概要

（１）　協 定 名　　災害応急対策活動等に関する基本協定

（２）　活動場所　　岡山県内を基本とした災害応急対策活動等への協力を原則とする。

（３）　活動内容　　前記、（２）活動場所において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、岡山国道事務所が保有する、下記（４）適用機種について、貴社の労力等により、適用機種の通信回線接続等の応急対策活動の実施を基本とする。

（４）　適用機種　　本協定の適用機種は、岡山国道事務所が保有する以下の車両に装備された通信機器等を基本とする。

１）　適用機種

①衛星通信車　　中型車

ａ）衛星通信設備

ｂ）ヘリテレ受像器

ｃ）パソリンク

ｄ）電話交換機

ｅ）Ｋ－ＣＯＳＭＯＳ

ｆ）発動発電機

ｇ）衛星小型画像伝送装置（ＫＵ－ＳＡＴ）

２）　作業内容

通信機器による通信回線接続及び運用

（５）　協定期間　　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日

（６）　配付資料の内訳

本基本協定締結説明書（様式含む。）のほかに、災害応急対策活動等に関する基本協定（案）を添付する。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）　協定締結時に平成 22・23・24 年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に各付けされた中国地域の競争参加資格を有する者

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格に関する公示（平成 23 年１月７日付）７その他(2)の手続きを行った者を除く。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　岡山県内に本店、支店又は営業所の拠点を有すこと。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げるいずれかの資格を取得した技術者を前項(５)に示す拠点に在駐していること。なお、当該活動に技術者を専任する義務は有しない。

①第一級～第三級総合無線通信士

②第一級～第二級陸上無線技術士

③第一級～第二級陸上特殊無線技師

（７）　公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）　基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行います。

（２）　応募者が複数の場合は、次ぎにより緊急時に最も十分な出動体制を有すると判断される希望者を決定します。

①別記様式２により提出された資格を有する自社社員で３時間以内に岡南維持出張所に参集可能な技術者が最も多い社を選定する。

※同数となった場合には３時間を超える技術者の多い社を選定する。

なお、参集時間の算出は使用する交通手段を車両等とし、一般道路 30km/h・高速道路 80km/h・都市高速道路 50km/h とて、勤務先（平日・昼間）及び居住地（休日・夜間）より岡南維持出張所まで参集する時間をいう。

岡南維持出張所：岡山市南区豊成 2-11-36

４．担当部局（問い合わせ先）

〒７００－８５３９　岡山県岡山市北区富町２丁目１９－１２
国土交通省中国地方整備局　岡山国道事務所　交通対策課　建設専門官
ＴＥＬ　０８６－２１４－２４７５（ダイヤルイン）　内線４０３
ＦＡＸ　０８６－２５６－５１４１

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②技術者の資格ほか【別記様式２】

申請者が参集要員として予定する技術者の資格及等を記載し提出する。

※参集要員に予定しない有資格者は記載しないで下さい。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法　　申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間　　平成２３年２月１７日（木）から平成２３年３月１６日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所　４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法　　書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間　　平成２３年２月１７日（木）から平成２３年３月９日（水）までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分までとする。

③提出場所　　４．に同じ。

（４）　（３）の質問に対する回答書は次のとおり閲覧を行います。

①期　　間　　質問を回答してから適宜に、申請書の提出期限までの閉庁日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②場　　所　　４．に同じ。

（５）申請書作成等に係る既存資料の閲覧

申請書の作成等にあたり、以下の資料を閲覧することができるものとします。

①資 料 名　　関係機器・装置の完成図書（製作仕様書、製作図、設計図書、取扱説明書等）　各１式

②閲覧場所　４．に同じ。（別途、閲覧場所を用意します）

③閲覧期間　申請書の提出期限の前日までの閉庁日を除く毎日、9 時 00 分から17時00分まで（閲覧場所の用意等が有りますので、事前に４．まで電話にて申し入れ下さい。）

（６）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

別記様式１

基本協定参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

担当官
中国地方整備局
　岡山国道事務所長　垣下　禎裕　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成２３年○○月○○日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．基本協定　募集要領５．(1)②に定める過去の協定又は履行実績を記載した書面
２．岡山県内に有する本店、支店又は営業所の住所
　岡山県○○市○○町○丁目○番○号
　○○営業所

問い合わせ先
担 当 者　：　中国　太郎
部　　署　：　○○本店　　○○部　　○○課
電話番号　：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

別記様式２

岡南維持出張所に３時間以内に参集可能な技術者

ふりがな 氏　　名	資格 資格番号等	 居住地(休日・夜間)
 ○○　○○	第一級陸上特殊無線技師 ＡＡＡ０００００Ｚ	 ○○市○○町字○○
勤務先（平日・昼間）の住所 ○○県○○市○○町○○丁目○番　　△△営業所 岡南出張所までの参集時間の根拠 一般道○○Ｋｍ、高速道路○○Ｋｍ　　より　○．○時間		

※居住地(休日・夜間)の記載において地番の記載は不用です。

※申請者が参集要員として予定する技術者のみ記載して下さい。

岡南維持出張所に３時間を越えて参集可能な技術者

ふりがな 氏　　名	資格 資格番号等	勤務先住所、名称 居住地(休日・夜間)
 ○○　○○	第一級陸上特殊無線技師 ＡＡＡ０００００Ｚ	○○市○○町○○丁目○番　△△営業所 ○○市○○町字○○

※居住地(休日・夜間)の記載において地番の記載は不用です。

※申請者が参集要員として指定が可能な技術者のみ記載して下さい。

災害応急活動等に関する基本協定書（案）

第1条　（目　　的）

この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下で、岡山県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長垣下禎裕（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

第2条　（活動の実施区域）

甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、岡山県内（以下、「実施区域」という。）とする。

第3条　（活動内容）

甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、甲が保有する適用機種について、必要な技能者等を確保、派遣することにより活動を実施するものである。適用機種及び作業内容は、以下を基本とする。

１）適用機種

衛星通信車　　中型

①衛星通信設備

②ヘリテレ受像器

③パソリンク

④電話交換機

⑤K－COSMOS

⑥発動発電機

衛星小型画像伝送装置（KU－SAT）

２）作業内容

適用機種に装備された通信機器による通信回線接続及び運用とする。

第4条　（出動の要請）

1．　甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2．　乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

第5条　（活動の実施）

1．　乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

2．　活動の直接の指示は、岡山国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3．　甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

第6条　（契約の締結）

甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

第7条　（関係業者との協力）

1．　乙は、状況により、甲が別途役務契約等を締結している関係業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

２．　甲は、本活動の緊急時運搬及び設置、運用等を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

第8条　（活動の完了）

乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容を書面により甲に報告するものとする。

第9条　（費用の請求）

乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

第10条　（費用の支払）

甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

第11条　（損害の負担）

１．　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

２．　本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３．　本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

第12条　（有効期限）

１．　本協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第13条　（その他）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときはその都度甲及び、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年　　月　　日

甲　　国土交通省 中国地方整備局

岡山国道事務所長 垣下　禎裕

乙　　株式会社　　○○○○○

代表取締役社長　　○○　○○